



第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」
（旧：ホテルラングウッド）

株主総会に当日ご欠席の方

同封の議決権行使書のご返送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使

行使期限 | 2024年3月27日（水曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットによる議決権行使

行使期限 | 2024年3月27日（水曜日）
午後5時20分投票分まで

本定時株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第100期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	52
■ 計算書類	54
■ 監査報告書	56
■ ご参考	62

書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と関連資料の一部を併せてご送付しております。
また、書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款第19条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。



トラクタ BF45

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「令和6年能登半島地震」によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。甚大な被害を受けた被災地域の一刻も早い復旧・復興をお祈りするとともに、当社グループは農業の復旧・復興に貢献すべく取り組んでまいります。

さて、ロシアのウクライナ侵攻を経て浮き彫りになった食料安全保障や国内外を問わずますます切実なものとなっている環境問題が社会的課題としてクローズアップされ、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みが求められています。

当社グループは「夢ある農業と美しい景観を支え、持続可能な『食』と『農』と『大地』の未来を創造する」という社会的な使命を果たすため、力を尽くしてまいります。また、当社グループは昨年11月に「プロジェクトZ」を立ち上げました。来年の創立100周年、そして次の100年に向けて社内体制をゼロから見直し強靱な経営基盤を作り上げる決意であります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



井関農機株式会社
代表取締役 社長執行役員

豊安 司郎

株主各位

証券コード6310

2024年3月13日

(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

愛媛県松山市馬木町700番地

井関農機株式会社

代表取締役社長執行役員 **富安 司郎**

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第100期定時株主総会招集ご通知」および「第100期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面記載省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.iseki.co.jp/ir/stock/general_meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）、または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



事前の議決権行使につきましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2024年3月27日（水曜日）午後5時20分までに到着するよう、同封の議決権行使書に賛否をご表示いただきご返送くださるか、またはインターネットにより議決権をご行使くださいませようお願い申し上げます。議決権行使に際しましては、5頁の「議決権行使方法についてのご案内」および6～7頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2.場 所 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」（旧：ホテルラングウッド）

3.目的事項 報告事項 1. 第100期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第19条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしします。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会に関する対応について

1. 本株主総会時の事業報告の動画を、本株主総会終了後、配信します。

https://www.iseki.co.jp/ir/stock/general_meeting/



2. 本株主総会会場にご来場されない株主さまの便宜のため、当社に関するご質問を、下記のメールアドレスにて2024年3月21日（木曜日）午後5時20分まで受け付けております。株主の皆さまの関心が高い事項につきましては、本株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載いたします。

【ご質問メールの宛先アドレス】

soukai@iseki.co.jp

なお、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

3. 新型コロナウイルス感染状況により、本株主総会では役員および運営スタッフのマスク着用、ご来場の株主さまへの手指消毒液による手洗い、入場前の検温のご協力をお願いなど対策をさせていただく場合がございます。
4. 今後の状況に応じて本株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。

https://www.iseki.co.jp/ir/stock/general_meeting/



議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。



株主総会開催日時
2024年3月28日（木曜日）
午前10時

紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限
2024年3月27日（水曜日）
午後5時20分到着分まで

インターネット



「スマート行使[®]」による方法
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。



インターネットによる方法
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限
2024年3月27日（水曜日）
午後5時20分投票分まで

インターネットによる開示について

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

https://www.iseki.co.jp/ir/stock/general_meeting/

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

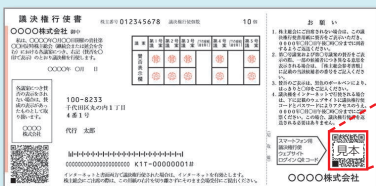
2024年3月27日(水曜日)午後5時20分投票分まで



「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

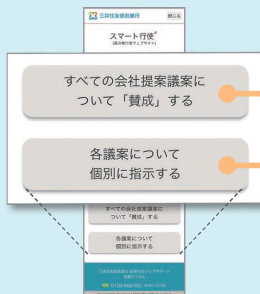
3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ



画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内



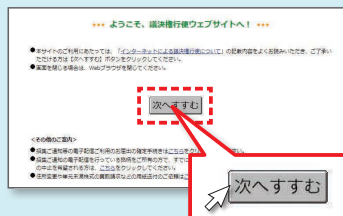
インターネットによる方法

議決権行使ウェブサイト

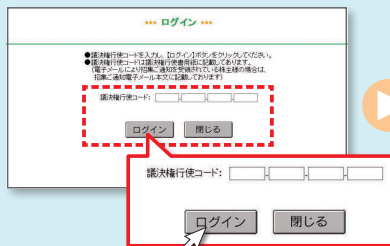
検索

<https://www.web54.net>

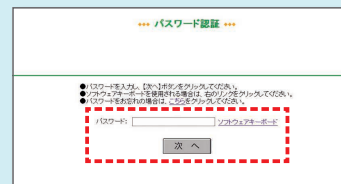
1 WEBサイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワードの入力



ここまでで準備は完了です。ここからは画面の指示に従って賛否をご入力ください。

❗ ご注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金など)は、株主様のご負担となります。
- 新しいパスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。(新しいパスワードに関するご照会にはお答えできません。)
- 誤ったパスワードを一定回数以上入力すると、操作がロックされ、当初発行したパスワードで議決権の行使およびすでに行使された内容の変更をすることができなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

お問い合わせ

- 1 インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行部ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

- 2 その他のご照会

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
☎0120(782)031 (受付時間 9:00~17:00)
土日祝日を除く

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当を、重要政策の一つとしております。持続的な事業活動の前提として、財務の健全性の維持向上を図りつつ、収益基盤や今後の事業展開、経営環境の変化などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

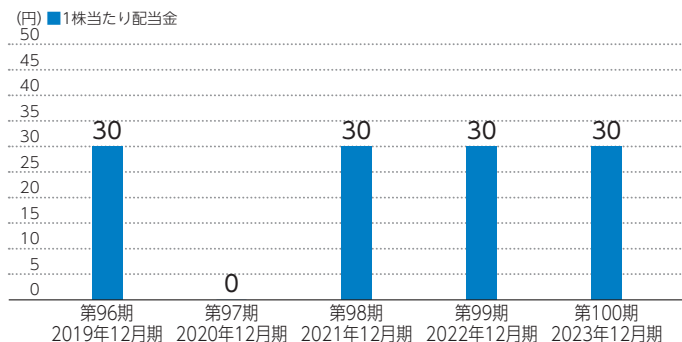
当社普通株式1株につき30円

総額686,161,020円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日

ご参考 1株当たり配当金の推移



第2号議案

取締役8名選任の件

現在の取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたします。

本議案は社外取締役が委員長を務める任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	地位	氏名	性別	取締役会出席状況	指名報酬委員会出席状況	ESG委員会出席状況
1 再任	代表取締役 社長執行役員	とみやす しろう 富安 司郎	男性	100% (17回/17回)	100% (9回/9回)	100% (12回/12回)
2 再任	代表取締役 専務執行役員	おだぎり はじめ 小田切 元	男性	100% (17回/17回)	100% (9回/9回)	100% (12回/12回)
3 再任	取締役 常務執行役員	ふかみ まさゆき 深見 雅之	男性	100% (17回/17回)		100% (12回/12回)
4 再任	取締役 常務執行役員	じんの しゅういち 神野 修一	男性	100% (17回/17回)		100% (12回/12回)
5 再任	取締役 常務執行役員	たに かずや 谷 一哉	男性	100% (17回/17回)		100% (12回/12回)
6 再任 社外 独立	取締役	いわさき あつし 岩崎 淳	男性	100% (17回/17回)	100% (9回/9回)	100% (12回/12回)
7 新任 社外 独立		きそがわ えいこ 木曾川栄子	女性			
8 新任 社外 独立		きしもと ふみこ 岸本 史子	女性			

候補者番号

1

とみやす しろう
富安 司郎

1958年2月6日生 男性



再任

- 所有する当社の株式の数 11,000株
- 取締役在任期間 8年（本総会終結時）
- 取締役会出席状況 17回/17回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 9回/9回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|---|---|
| <p>1980年 4月 株式会社第一勧業銀行入行
（現、株式会社みずほ銀行）</p> <p>2011年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員</p> <p>2015年 6月 中央不動産株式会社顧問</p> <p>2016年 1月 当社顧問</p> | <p>2016年 3月 当社取締役専務執行役員
社長補佐
総合企画部管掌
IR・広報室管掌
人事部管掌
財務部担当</p> <p>2017年 1月 当社取締役副社長執行役員
総合企画部、IR・広報室担当</p> <p>2019年 3月 当社代表取締役社長執行役員（現任）</p> |
|---|---|

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

富安司郎氏は、金融機関在籍時の豊富な経験と実績から、経営企画・財務・経理に関する高い知見および幅広い見識を有しております。2016年3月に取締役に就任し、経営戦略・計画の立案や内部統制体制の企画に手腕を発揮し当社グループを統括してまいりました。2019年3月からは代表取締役社長執行役員として全社的視点から優れたリーダーシップを発揮し、当社の収益拡大に向けた経営効率化を進めるとともに、ESG経営に取り組み、コーポレートガバナンスの強化に貢献するなど企業価値の向上に努めてきました。人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、これまでの経営経験を活かし、当社グループの社会的価値・経済的価値を高め、基本理念（パーパス）と長期ビジョンの実現に向けグループ全体を牽引し、広い視野に立って、当社グループの抜本的構造改革推進、そして持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

（注）富安司郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

おだぎり はじめ
小田切 元

1963年1月6日生 男性

再任



- 所有する当社の株式の数 10,800株
- 取締役在任期間 4年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 17回/17回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 9回/9回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1987年 4月 当社入社 | 2018年 7月 東風井関農業機械有限公司董事、
総経理 |
| 2008年 11月 当社野菜技術部長 | 2019年 1月 当社常務執行役員 |
| 2010年 12月 当社アグリインプル事業部長 | 2020年 1月 当社開発製造本部長 |
| 2014年 6月 井関農機(常州)有限公司銷售分公司
総経理 | 2020年 3月 当社取締役常務執行役員 |
| 2016年 1月 当社執行役員営業本部副本部長 | 2022年 3月 当社代表取締役専務執行役員(現任) |
| 2016年 3月 株式会社中セキ北海道代表取締役社長 | 2023年 11月 当社「プロジェクトZ」リーダー(現任) |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

小田切元氏は、農業機械の技術・開発分野に長く携わるとともに、国内販売会社社長や中国合弁会社董事・総経理を務め、技術者および経営者として国内外の農業機械に関する豊富な経験と実績を積み重ね、幅広い知見を有しております。2020年3月に、開発製造本部を担当する取締役に就任し、スマート農機や脱炭素化の実現のための電動モーターなど環境に配慮した製品の研究開発や生産を推進するとともに、2022年3月からは代表取締役専務執行役員として全社的視点からESG経営に取り組み、当社グループの企業価値の向上に努めてきました。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、開発・生産・販売の抜本的構造改革を主導・推進し、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 小田切元氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

ふ か み ま さ ゆ き
深見 雅之

1959年5月29日生 男性

再任



- 所有する当社の株式の数 10,000株
- 取締役在任期間 5年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 17回/17回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| 1985年 4月 当社入社 | 2015年 7月 当社執行役員 |
| 2004年 12月 当社関東営業部長 | 2019年 1月 当社常務執行役員 |
| 2007年 1月 茨城セキ販売株式会社代表取締役社長 | 2019年 3月 当社取締役常務執行役員（現任） |
| 2008年 12月 株式会社セキ中国専務取締役 | 2019年 4月 当社人事部担当 |
| 2011年 1月 株式会社セキ九州専務取締役 | 総合企画部、IR・広報室副担当 |
| 2011年 12月 同社代表取締役社長 | コンプライアンス副担当（現任） |
| | 2022年 1月 当社人事、総合企画、IR・広報担当（現任） |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

深見雅之氏は、主要な販売会社取締役や社長を務めるなど、国内営業や経営・人事管理に豊富な経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2019年3月に取締役に就任し、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化、株主・投資家の皆さまやお客さま、従業員などあらゆるステークホルダーとのエンゲージメントの向上など、コーポレート部門の機能強化を主導し、人的資本経営の実践やコーポレートガバナンスの実現を推進してきました。また、当社のESGへの取組み強化においても、力強いリーダーシップを発揮するとともに、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、資本コスト等を意識した経営の実現に向けた成長戦略の立案・実践や発信、当社グループの抜本的構造改革推進、そして持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

（注）深見雅之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

じんのしゅういち
神野 修一

1962年10月14日生 男性

再任



- 所有する当社の株式の数 10,000株
- 取締役在任期間 8年9ヶ月（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 17回/17回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1985年 4月 当社入社
2008年 4月 当社事務企画部長
2011年 12月 当社IR・広報室長
2013年 10月 当社人事部長
2015年 6月 当社取締役執行役員
人事部長
コンプライアンス担当

2016年 3月 当社事務企画部担当
2017年 1月 当社コンプライアンス副担当
2018年 12月 当社IT企画推進統括部担当
2019年 4月 当社財務部副担当
2022年 1月 当社財務、IT企画、業務効率化担当
2022年 8月 当社財務、IT企画担当(現任)
2023年 1月 当社取締役常務執行役員(現任)

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

神野修一氏は、情報システム・IR広報・人事の分野に長く携わり、コーポレート部門において幅広い経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2015年6月に取締役に就任して以降、人事、コンプライアンス、業務効率化、IT企画担当として高いマネジメント能力を発揮してきました。また、財務・資本戦略等の策定・推進や財務会計システムの再構築を含む租税に関する制度への対応、DXの推進や情報セキュリティの強化においても、高い専門性と力強いリーダーシップを発揮するとともに、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、資本コスト等を意識した経営の実現に向けた収益性の改善や資本効率化、当社グループの抜本的構造改革推進、そして持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 神野修一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

たに か ず や
谷 一 哉

1969年3月14日生 男性

再任



- 所有する当社の株式の数 6,200株
- 取締役在任期間 4年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 17回/17回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1992年 4月 当社入社
2009年 4月 ヨーロッパ中セキ社代表取締役社長
2015年 1月 中セキフランス株式会社
代表取締役社長
2017年 10月 当社海外営業総括部長
兼欧州営業部長

2020年 1月 当社執行役員
海外営業本部長（現任）
2020年 3月 当社取締役執行役員
2024年 1月 当社取締役常務執行役員（現任）

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

谷一哉氏は、欧州販売会社取締役や社長を務めるなど、海外事業にかかる営業や経営・人事管理に豊富な経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2020年3月に海外営業本部を担当する取締役に就任し、世界各地の多様なニーズに沿った製品・サービスの提供や各地域戦略パートナーとの協業強化・拡大、販売網の再構築等による海外事業の拡大と海外売上高の引上げを主導し、当社グループの海外展開において高い専門性と力強いリーダーシップを発揮しております。また、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの抜本的構造改革推進、そして持続可能な発展および企業価値の向上、当社グループの成長戦略を担う海外事業の推進への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 谷一哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

いわさき あつし
岩崎 淳

1959年1月9日生 男性



再任 社外 独立

- 所有する当社の株式の数 0株
- 取締役在任期間 10年9ヶ月（本総会終結時）
- 取締役会出席状況 17回/17回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 9回/9回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|---|---|
| 1990年 11月 センチュリー監査法人入所
(現、EY新日本有限責任監査法人) | 2005年 9月 岩崎公認会計士事務所所長(現任) |
| 1991年 3月 公認会計士登録 | 2013年 6月 当社取締役(現任) |
| 1997年 3月 不動産鑑定士登録 | 2015年 6月 日本ハム株式会社社外監査役 |
| 2005年 8月 新日本監査法人退所
(現、EY新日本有限責任監査法人) | 2016年 6月 オリパス株式会社社外監査役 |
| | 2019年 6月 日本ハム株式会社社外取締役
オリパス株式会社社外取締役 |

〈重要な兼職の状況〉 岩崎公認会計士事務所所長公認会計士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

岩崎淳氏は、公認会計士としての経験・知見が豊富であり、他企業における社外取締役、社外監査役としての経験を有し、経営戦略・財務・コンプライアンス等の面において専門的かつ高い能力を有しております。2013年6月に社外取締役に就任し、中立的かつ客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、専門的見地から当社グループの経営戦略やガバナンス等へ有益な助言を適宜行い、当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献してきました。また、当社の取締役会においては議長、指名報酬委員会やESG委員会においては委員長を務め、各委員会の実効性を高めるべく重要な役割を果たしております。今後においても、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、経営を監督し、自らの知見に基づいて助言を行うことを期待しています。上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

独立性について

岩崎淳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である岩崎公認会計士事務所と当社との間にも、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 岩崎淳氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、岩崎淳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 岩崎淳氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む）の経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」欄に記載された理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
3. 当社は岩崎淳氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、本総会において、岩崎淳氏の再任が承認され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

候補者番号

7

きそがわ えいこ
木曾川 栄子

1962年3月21日生 女性



新任 社外 独立

●所有する当社の株式の数 0株

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1984年 4月	アメリカンファミリー生命保険会社 (現、アフラック生命保険株式会社) 入社	2013年 1月	同社成長戦略プログラム執行役員
2004年 4月	同社オペレーション統括本部部长	2016年 1月	アフラック収納サービス株式会社 代表取締役社長
2010年 1月	同社契約管理企画第二部部长	2018年 1月	アメリカンファミリー生命保険会社事務 統括部・お客様サービス推進部執行役員
2011年 1月	同社契約保全部部長	2021年 1月	アフラック生命保険株式会社顧問
2012年 1月	同社契約保全部・料金第一部・料金第二部 執行役員	2023年 6月	丸文株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

〈重要な兼職の状況〉丸文株式会社社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

木曾川栄子氏は、金融機関においてプロセスの改善・高度化による業務改革やリスク管理の枠組みの再構築、全社的なIT化プロジェクト・DX化の実施を主導した経験を有するほか、事業会社での経営経験を有するなど、企業の経営や業務の効率化に関する専門的な知見と豊富な経験を有しております。また、他企業における社外取締役(監査等委員)として内部統制やコンプライアンス、コーポレートガバナンス等の面において活躍しており、高い能力を有しております。そのため、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、中立的かつ客観的な視点から経営を監督し、業務の効率化やガバナンスの改革・浸透への専門的で有益な助言を適宜行うことにより、当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献することを期待しています。上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

独立性について

木曾川栄子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である丸文株式会社と当社との間にも、特別の利害関係はありません。過去在籍していたアフラック生命保険株式会社と当社グループとの間に取引関係がありますが、その取引額は、アフラック生命保険株式会社の連結売上高の0.01%未満です。

- (注) 1. 木曾川栄子氏の戸籍上の氏名は、森本栄子であります。
2. 木曾川栄子氏は、新任の社外取締役の候補者であります。なお、当社は、木曾川栄子氏が原案どおり選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 木曾川栄子氏が選任され就任した場合、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

候補者番号

8

きしもと ふみこ
岸本 史子

1973年9月23日生 女性

新任 社外 独立



●所有する当社の株式の数 0株

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1998年 4月 最高裁判所司法研修所入所
2000年 3月 同所卒業
2000年 4月 弁護士登録(東京弁護士会)
あずさ総合法律事務所入所

2019年 6月 日本電技株式会社
社外取締役(監査等委員)(現任)
2021年 9月 あずさ総合法律事務所所長(現任)

〈重要な兼職の状況〉 あずさ総合法律事務所所長弁護士、日本電技株式会社社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

岸本史子氏は、弁護士として法務に関する専門的な知見と豊富な経験を有しております。また、他企業における社外取締役(監査等委員)としての経験を有し、内部統制やコンプライアンス、コーポレートガバナンス等の面において専門的かつ高い能力を有しております。そのため、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、中立的かつ客観的な視点から経営を監督し、コンプライアンスの徹底やガバナンスの改革・浸透への専門的で有益な助言を適宜行うことにより、当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献することを期待しています。上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

独立性について

岸本史子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先であるあずさ総合法律事務所および日本電技株式会社と当社との間にも、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 岸本史子氏の戸籍上の氏名は、岡田史子であります。
2. 岸本史子氏は、新任の社外取締役の候補者であります。なお、当社は、岸本史子氏が原案どおり選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 岸本史子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社(外国会社を含む)の経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」欄に記載された理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 岸本史子氏が選任され就任した場合、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(注) 当社は取締役（社外取締役含む）および監査役（社外監査役含む）全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当社は当該保険契約を任期途中の2024年9月に上記内容での更新を予定しています。

(ご参考)

〔社外役員の独立性判断基準〕

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 現在または過去における、当社グループ（※1）の業務執行者（※2）
2. 当事業年度を含む直近5事業年度における、当社の大株主（※3）またはその業務執行者
3. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者
4. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループを主要な取引先とする者（※5）またはその業務執行者
5. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループの主要な借入先（※6）またはその業務執行者
6. 当社グループから、当事業年度を含む直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社グループから、役員報酬以外に、当事業年度を含む直近3事業年度の平均で概ね1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1~7のいずれかに該当する者のうち重要な者（※7）の配偶者または二親等内の親族
9. 社外役員の相互就任関係（※8）となる先の業務執行者
10. 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有している者

（※1）当社、当社の子会社または持分法適用会社をいいます。

（※2）業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人をいいます。

（※3）議決権所有割合10%以上の株主をいいます。

（※4）当社グループとの取引において、当社グループへの支払額が、当社グループの連結売上高の2%以上を占めている者をいいます。

（※5）当社グループとの取引において、当社グループの仕入額が、相手方の連結売上高の2%以上を占めている者をいいます。

（※6）当社グループが借入れを行っている金融機関であって、借入額が当社グループの連結総資産の2%以上を占めている者をいいます。

- (※7) 1~6においては業務執行取締役、執行役員または部長以上の使用人をいい、7においては各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士をいいます。
- (※8) 当社グループの業務執行者が社外役員として現任している先の業務執行者を、当社の社外役員として迎え入れることをいいます。

(ご参考)

第2号議案が承認されたのちの取締役のスキルマトリックス

	氏名	役付	企業経営・経営戦略	財務	営業・マーケティング	海外事業	開発製造	コンプライアンス・法務・監査	ESG・サステナビリティ	人事	IT・データ
取締役	富安 司郎	代表取締役 社長執行役員	●	●					●		
	小田切 元	代表取締役 専務執行役員	●		●	●	●		●		●
	深見 雅之	取締役 常務執行役員			●				●	●	
	神野 修一	取締役 常務執行役員		●						●	●
	谷 一哉	取締役 常務執行役員			●	●					
	岩崎 淳	取締役	●	●				●	●		
	木曾川 栄子	取締役	●					●	●		●
	岸本 史子	取締役						●	●		

- ※ 上記の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。
- ※ 役付取締役は、本総会終了後の取締役会にて決定いたします。

第3号議案

監査役2名選任の件

監査役白石幸人氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。また、監査役平真美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

たいら ま み
平 真美

1962年2月20日生 女性

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式の数 0株
- 監査役在任期間 8年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 17回/17回（100%）
- 監査役会出席状況 14回/14回（100%）

略歴、当社における地位〈重要な兼職の状況〉

1987年 10月 サンワ・等松青木監査法人 (現、有限責任監査法人トーマツ)入所	2014年 5月 同社社外取締役
1990年 10月 早川善雄税理士事務所入所	2014年 6月 スズデン株式会社社外監査役
1991年 9月 公認会計士登録	2016年 3月 当社社外監査役(現任)
1992年 4月 税理士登録	2016年 6月 スズデン株式会社社外取締役 (監査等委員)(現任)
2002年 10月 税理士法人早川・平会計パートナー(現任)	2020年 12月 株式会社FOOD & LIFE COMPANIES 社外取締役(監査等委員)(現任)
2011年 5月 イオンモール株式会社社外監査役	

〈重要な兼職の状況〉 税理士法人早川・平会計パートナー公認会計士・税理士、スズデン株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社FOOD & LIFE COMPANIES社外取締役（監査等委員）

社外監査役候補者とした理由

平真美氏は、公認会計士・税理士として財務、会計及び税務の経験や知見が豊富であり、他企業における社外取締役（監査等委員）としての経験を有し、財務・会計・税務・コンプライアンス等の面において専門的かつ高い能力を有しております。

また、2016年3月に社外監査役に就任し、当社の事業内容等にも精通しており、取締役会や監査役会において中立的かつ客観的な視点から取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するために必要な専門的で有益な発言を適宜行っており、当社の内部統制やコーポレートガバナンスの実効性確保に重要な役割を果たしてきました。今後においても客観的かつ中立的な視点から、自らの経験や識見をもって適切に監査していただくことで、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保できるものと判断し、社外監査役候補者とするものです。

独立性について

平真美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である税理士法人早川・平会計、スズデン株式会社および株式会社FOOD & LIFE COMPANIESと当社との間にも、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 平真美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平真美氏は社外監査役の候補者であります。なお、当社は、平真美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は平真美氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第35条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、本総会において、平真美氏の再任が承認され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

候補者番号

2

もりもと けんたろう
森本 健太郎

1970年4月21日生 男性

新任 社外



●所有する当社の株式の数 0株

略歴、当社における地位〈重要な兼職の状況〉

1994年 4月 農林中央金庫入庫	2019年 4月 同金庫出向 (アグリビジネス投資育成株式会社)
2013年 7月 同金庫投融資企画部統括課長	2021年 4月 同金庫大阪支店主任考査役(現任)
2015年 7月 同金庫営業第四部副部长	

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

社外監査役候補者とした理由

森本健太郎氏は、長年にわたる金融機関での業務により培われた財務および農林水産業全般に関する豊富な経験と専門知識を含む幅広い識見を有しております。客観的かつ中立的な視点から、自らの経験や識見をもって適切に監査していただくことで、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保できるものと判断し、新任社外監査役の候補者とするものです。

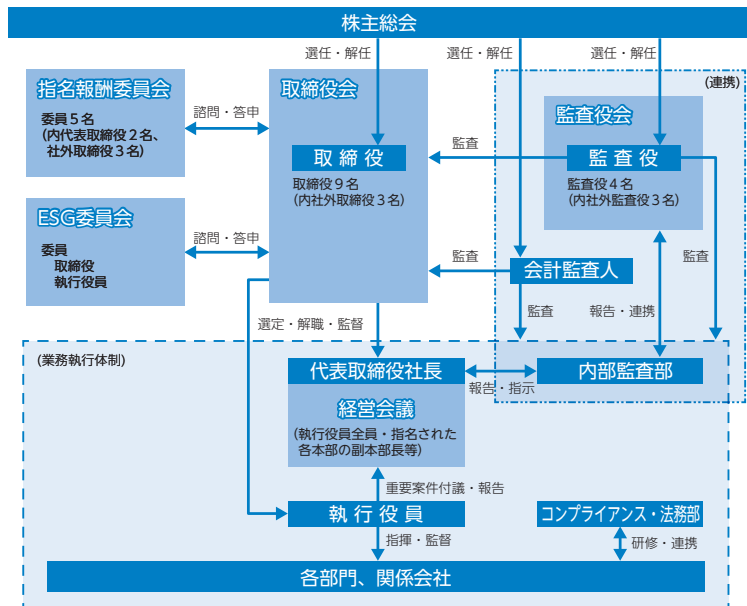
- (注) 1. 森本健太郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森本健太郎氏は新任の監査役候補者であります。
3. 森本健太郎氏は社外監査役の候補者であります。
4. 森本健太郎氏は2024年3月27日をもって農林中央金庫を退職する予定であります。

(注) 当社は取締役（社外取締役含む）および監査役（社外監査役含む）全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当社は当該保険契約を任期途中の2024年9月に上記内容での更新を予定しています。

(ご参考)

【コーポレート・ガバナンス体制】

2024年1月1日現在



取締役の選解任に関する株主総会議案の提案、執行役員の選任・解任、代表取締役の選定・解職等指名に関する事項に加え、取締役及び執行役員の報酬における取締役会の諮問機関として、代表取締役2名及び独立社外取締役3名で構成する「指名報酬委員会」(委員長:独立社外取締役)を設置しています。

(ご参考)

【取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の機能のさらなる向上を目的として、取締役会の実効性につき、2017年より各役員による自己評価および分析を行っています。実効性評価は、第三者機関を起用し、取締役、監査役全員を対象に個別にアンケートおよびインタビューを実施するなど、個々の意見を求めやすい方法で実施しています。

アンケートの回答からは、2022年度においては、取締役会の審議事項の適切な決定、「指名報酬委員会」を通じた取締役候補者指名の適切な監督や具体的な報酬額の決定などおおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されている

と認識しました。

一方で、経営計画の進捗状況のフォロー、人的資本への投資や労働・人権問題への取組みに対する監督など、取締役会の機能の更なる強化や議論の活性化に向けた課題についても共有しました。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能をさらに高めるべく、継続的にPDCAのサイクルを回して対応していきます。

(注) 2023年度においても、引き続き上記手法による実効性評価を実施しています。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、社会経済活動が正常化され、景気は緩やかに回復しました。一方で、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動など、先行き不透明感も残りました。

このような状況の中、当社グループは、国内では顧客対応の充実など農業構造変化への対応強化、海外では主力市場である北米、欧州、アジアでの販売強化に努めた結果、連結経営成績は以下のとおりとなりました。

● 当期連結業績

当期の売上高は、前期比3,286百万円増加し、169,916百万円（前期比2.0%増加）となりました。

国内売上高は前期比422百万円増加の113,060百万円（前期比0.4%増加）となりました。農機製品は需要の減少を受けましたが、収支構造改革の柱である補修用部品及び修理整備等のメンテナンス収入や施設工事の伸長により、国内売上高全体では増加となりました。

海外売上高は前期比2,864百万円増加の56,855百万円（前期比5.3%増加）となりました。北米はコンパクトトラクタ市場の調整局面が継続しましたが、欧州では値上げ後も小売店の需要が堅調に推移したことに加え、前年下期よりIseki-Maschinen GmbHを連結子会社化したこともあり増加となりました。アジアでは中国向け生産用部品は出荷増も、米価低迷などにより韓国向け製品は出荷減となりました。

営業利益は前期比1,280百万円減少の2,253百万円（前期比36.2%減少）となりました。価格改定効果などにより売上総利益は増加したものの、販管費の増加がありました。

経常利益は前期比1,669百万円減少の2,092百万円（前期比44.4%減少）となりました。

税金等調整前当期純利益は前期比3,356百万円減少

の1,900百万円（前期比63.8%減少）となりました。前期に計上した持分変動利益や段階取得に係る差益の剥落などがありました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比4,090百万円減少の29百万円（前期比99.3%減少）となりました。

● 当期個別業績

当期の売上高は97,071百万円（前期比0.4%減少）、営業損失は823百万円（前期は営業損失839百万円）、経常利益は1,174百万円（前期比8.1%減少）、当期純利益は937百万円（前期は当期純損失160百万円）となりました。

当期連結業績概要

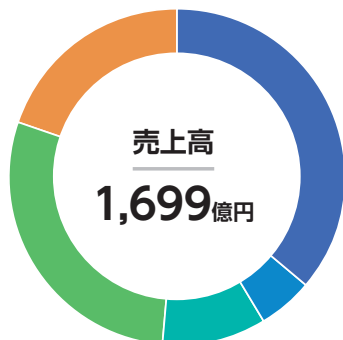
売上高 169,916 百万円	営業利益 2,253 百万円
経常利益 2,092 百万円	親会社株主に帰属する当期純利益 29 百万円

事業報告

(ご参考)

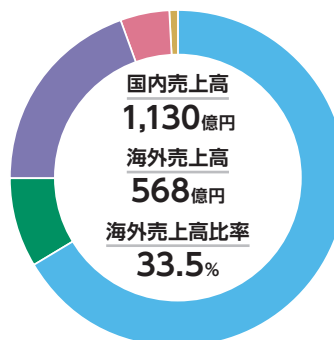
売上高構成比

商品別



■ 整地用機械	614億円	(36.2%)
■ 栽培用機械	90億円	(5.3%)
■ 収穫調製用機械	170億円	(10.1%)
■ 作業機・補修用部品・修理収入	489億円	(28.8%)
■ その他農業関連	333億円	(19.6%)

地域別



■ 日本	1,130億円
■ 北米	142億円
■ 欧州	332億円
■ アジア	81億円
■ その他	11億円

商品・サービスの概要

	主な商品	主な販売地域
整地用機械 トラクタ ▶ 	トラクタ、乗用芝刈機、 耕うん機・管理機、乗用管理機など	日本、アジア（農業用） 欧州、北米（景観整備用）
栽培用機械 田植機 ▶ 	田植機、野菜移植機など	日本、アジア（農業用）
収穫調製用機械 コンバイン ▶ 	コンバイン、バインダ、 籾すり機、計量選別機など	日本、アジア（農業用）
作業機・補修用部品・ 修理収入 作業機 ▶ 	国内外作業機メーカー等の商品、 補修用部品、修理・メンテナンスなど	日本、アジア、欧州、北米
その他農業関連 コイン精米機 ▶ 	施設工事、農業用資材、 コイン精米事業、炊飯事業など	日本

売上高 **1,699**億円
(前期比) 32億円(2.0%)増

▶ **うち国内** **1,130**億円
(前期比) 4億円(0.4%)増

▶ **うち海外** **568**億円
(前期比) 28億円(5.3%)増

営業利益 **22**億円
(前期比) 12億円(36.2%)減

経常利益 **20**億円
(前期比) 16億円(44.4%)減

親会社株主に帰属する当期純利益 **0**億円
(前期比) 40億円(99.3%)減

売上高

国内：農機製品は需要の減少を受け減収。補修用部品、修理整備等のメンテナンス収入や施設工事の伸長により全体では増収

海外：北米はコンパクトトラクタ市場の調整局面が継続し減収。欧州は値上げ後も小売店の需要が堅調に推移、加えて前年下期よりIseki-Maschinen GmbHを連結子会社化したこともあり増収。アジアは中国向け生産用部品は出荷増も米価低迷などによる韓国向け製品出荷減をカバーできず減収。全体では増収

営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

営業利益：価格改定効果などにより売上総利益は増加したものの、販管費が増加し減益

経常利益：為替差益は増加したものの、有利子負債増に伴う金融費用が増加し減益

親会社株主に帰属する当期純利益：前期に計上した持分変動利益や段階取得に係る差益の剥落などにより減益

国内売上高の内訳 (億円)					海外売上高の内訳 (億円)				
	(ご参考) 第99期2022年 12月期実績	第100期2023年 12月期実績	増減		(ご参考) 第99期2022年 12月期実績	第100期2023年 12月期実績	増減		
整地用機械	229	220	△8	北	米	195	142	△52	
栽培用機械	79	72	△6	欧	州	251	332	+81	
収穫調製用機械	160	157	△3	ア	ジ	ア	86	81	△4
農機製品計	469	450	△18	そ	の	他	6	11	+4
作業機	205	204	△0	合	計	539	568	+28	
補修用部品	156	160	+3						
修理収入	58	60	+1						
農機関連計	889	875	△13						
その他農業関連	237	254	+17						
合 計	1,126	1,130	+4						

次期の見通し

次期の売上高は当期比84百万円増の170,000百万円を見込んでおります。国内市場では、農業の大規模化やスマート農業化など農業構造の変化が加速している中、これらに対応した商品の増販及び新商品投入効果、価格改定効果などにより増収を見込んでおります。海外市場では、北米で増収、欧州は好調を維持するも、アジアは韓国で現地販売店の一時的な在庫調整影響などにより、海外売上高全体では減収を見込んでおります。

営業利益は販管費の増加により当期比253百万円減少の2,000百万円を見込んでおります。経常利益は1,000百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は400百万円を見込んでおります。

[業績見通しにおける想定為替レートは、1米ドル=140円、1ユーロ=150円としています。]

【連結業績予想】 2024年12月期

売上高	1,700億円
営業利益	20億円
経常利益	10億円
親会社株主に帰属する当期純利益	4億円

(2) 対処すべき課題

① 経営の基本理念と課題

当社グループは「農家を過酷な労働から解放したい」という創業の精神を連綿と受け継ぎ、2025年には創立100年を迎えます。当社グループの基本理念は、「『お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供』を通じ豊かな社会の実現へ貢献する」としております。また、長期ビジョンを「『食と農と大地』のソリューションカンパニー」とし、これらに関連する課題を解決するとともに、新たな価値を創造するソリューションカンパニーを目指しております。

その実現に向け、中期経営計画において2025年までに連結営業利益率5%を達成すべく取り組みを進めてまいりましたが、2024年の計画は1.2%と大きく乖離しており、中期経営計画で目指した「売上高に左右されることなく収益を確実に上げられる筋肉質への体質転換」は未達の状況です。これは激変する環境への対応力不足であり、経営全体としての変革・実行に取り組みなかったことが要因であると認識しております。

また、ROE（自己資本利益率）についても当期純利益率と総資産回転率の低さにより目標とする8%を下回る水準で推移しております。

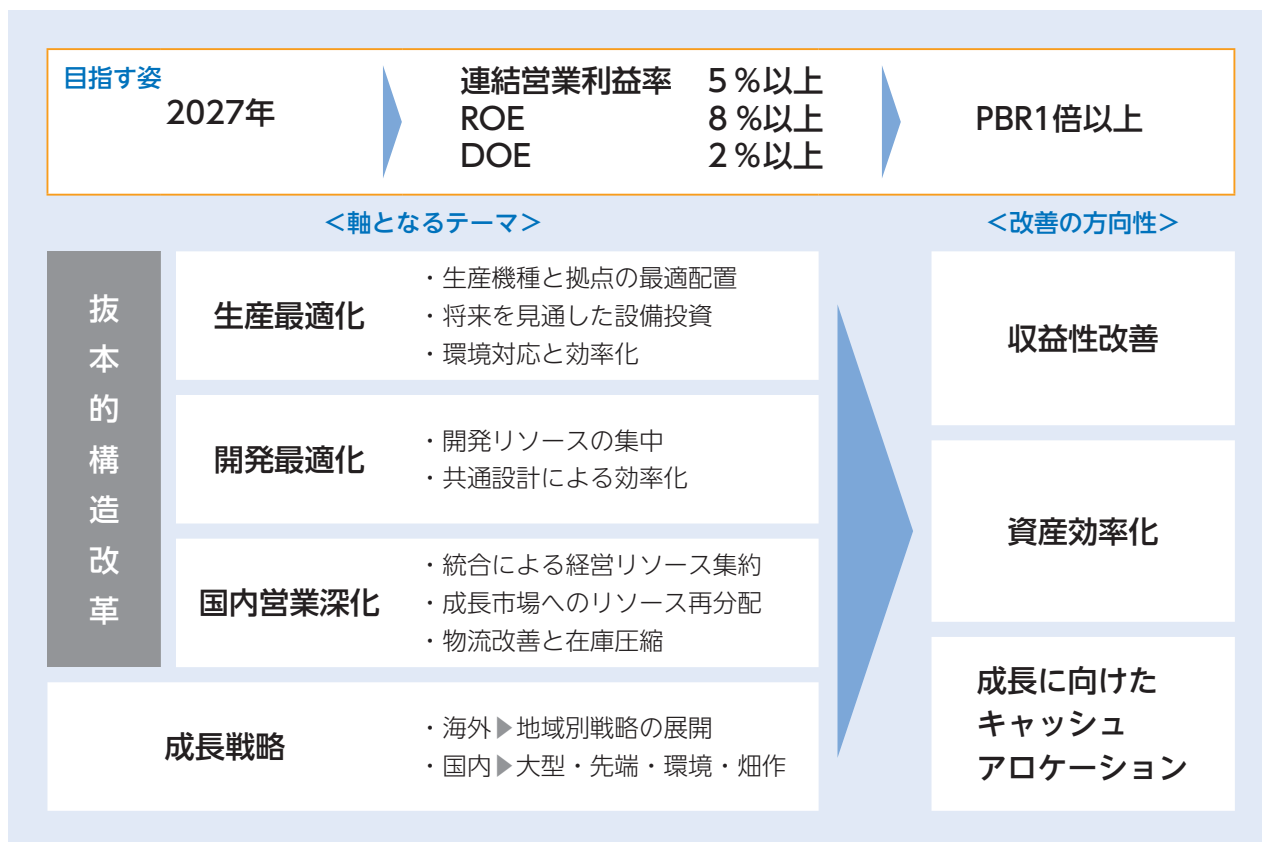
以上の状況より、当社グループの課題を収益性と資産効率と捉え、これらに対して、聖域なき事業構造改革を実行し強靱な経営基盤を構築すべく、2023年11月14日付で「プロジェクトZ」を設置しました。

②課題解決に向けた具体的施策

a. プロジェクトZ施策

プロジェクトZでは抜本的構造改革と成長戦略の立案・実行をしております。抜本的構造改革は、「生産最適化」、「開発最適化」、「国内営業深化」の3テーマを軸に推し進め、2027年までに連結営業利益率5%以上・ROE8%以上・DOE（株主資本配当率）2%以上を達成し、PBR（株価純資産倍率）1倍以上を目指しております。成長戦略は、選択と集中を深化させ、国内外の成長市場へのリソース集中による更なる発展を目指しております。

これらプロジェクトZの取り組みにより収益性改善、資産効率化を図り、成長に向けたキャッシュアロケーションを実行しております。

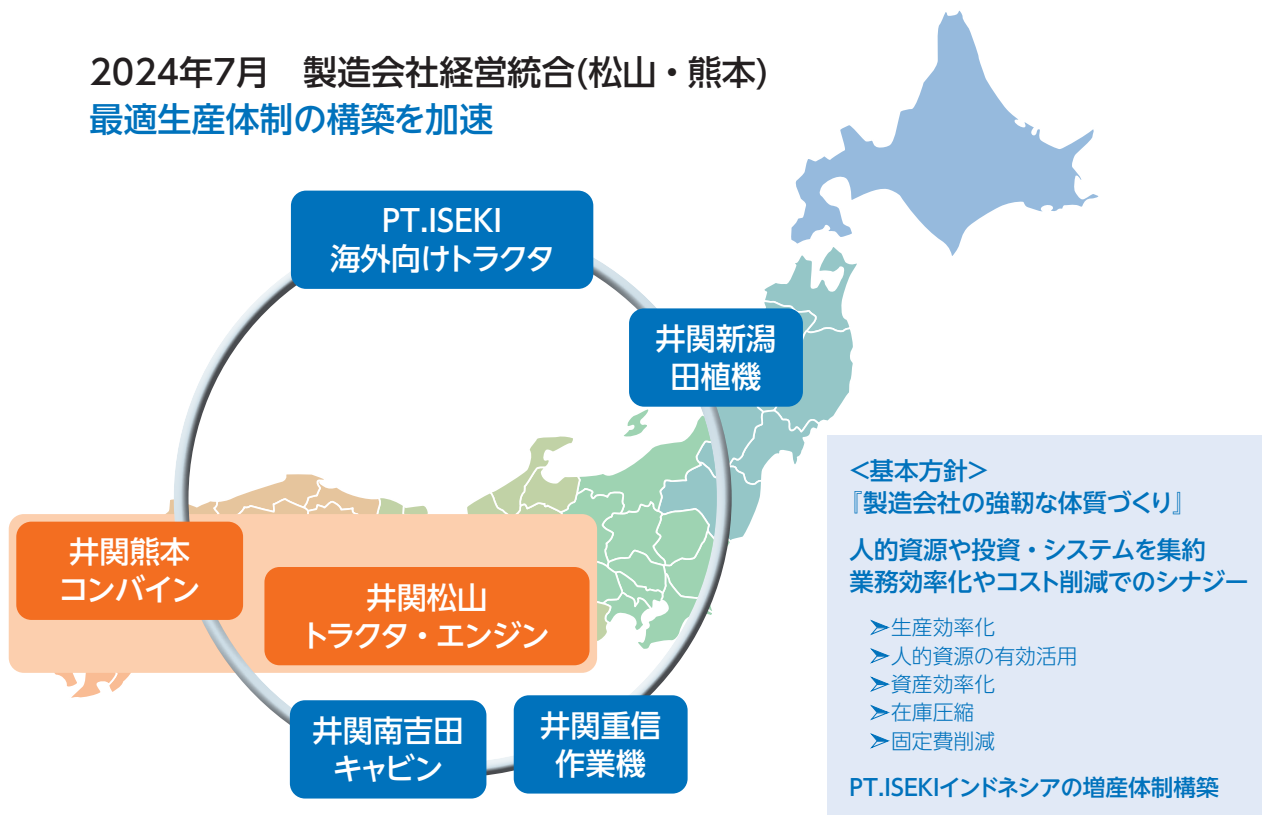


■抜本的構造改革

・生産最適化

国内外製造所の最適生産体制の構築については、これまで収益性改善に向けた重点施策として取り組みを進めてまいりましたが、プロジェクトZにより更に加速させてまいります。2024年7月には、(株)井関松山製造所と(株)井関熊本製造所の経営統合を予定しております。人的資源やシステムの集約により業務効率化やコスト削減効果を創出し、製造所の強靱な体質をつくってまいります。

2024年7月 製造会社経営統合(松山・熊本) 最適生産体制の構築を加速

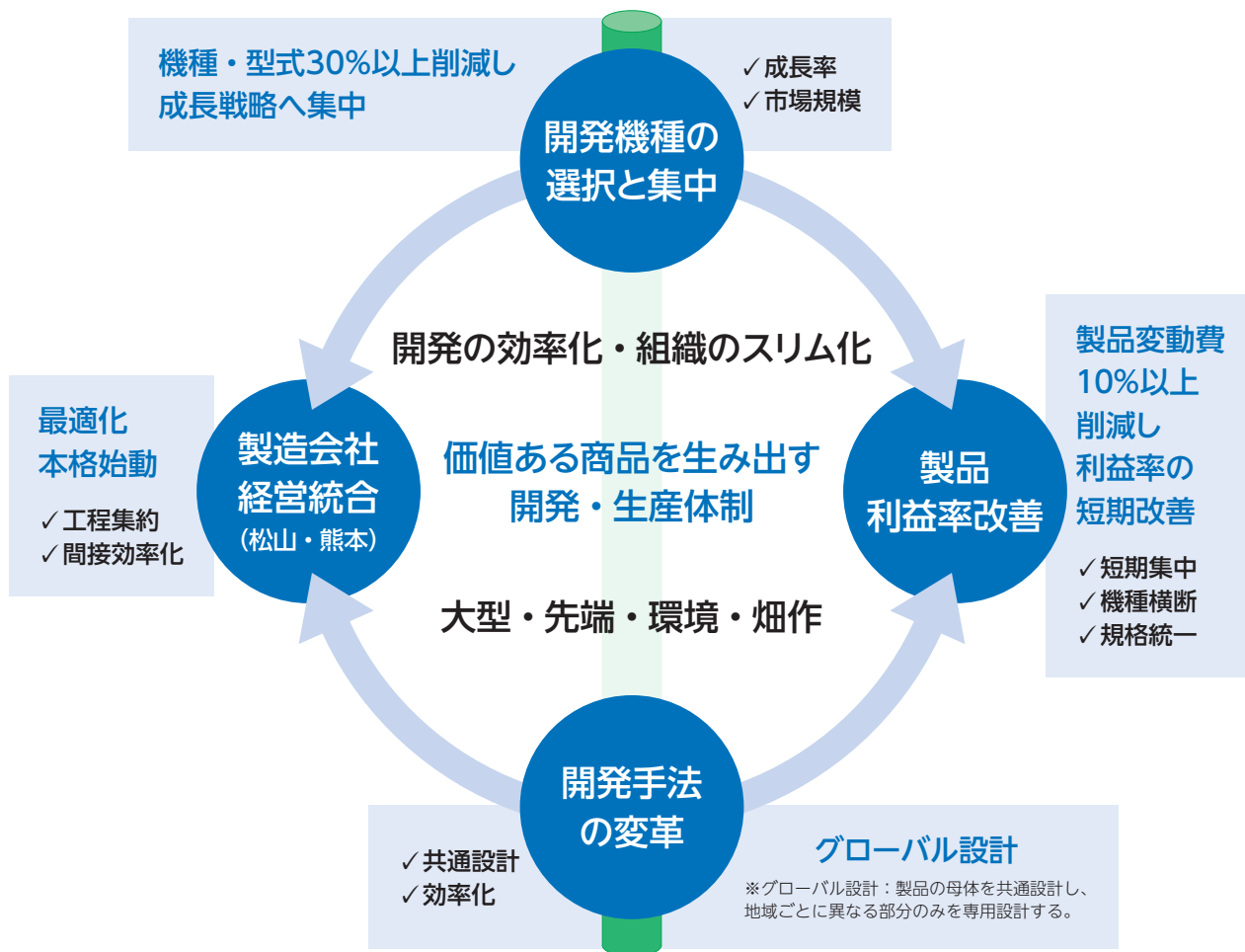


~2027

生産最適化

・開発最適化

商品の成長性や収益性を分析したうえで、機種・型式を30%以上削減するとともに、成長分野へ開発リソースを集中してまいります。また、開発手法についても全地域共通の母体とするグローバル設計を進め、効率化を図ってまいります。開発の効率化とリソースの集中による組織のスリム化に加え、製品利益率改善を短期集中的に実施してまいります。



・国内営業深化

国内営業の深化を目的として、2025年1月に全国を6地域に分割して事業展開している販売会社の経営統合を予定しております。これにより、重複する間接業務の効率化や、在庫拠点および物流体制の見直しによる物流費の圧縮、在庫の全国一元管理による圧縮など、資源集約による経営効率の向上を図ります。

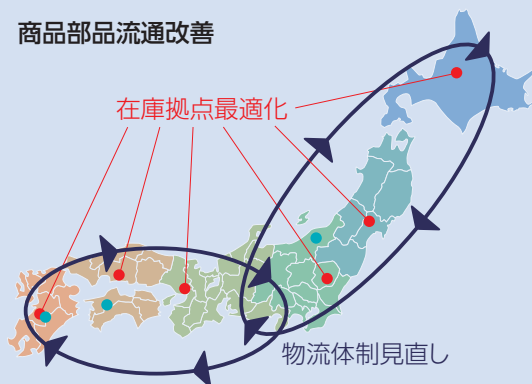
2025年1月 広域販売会社経営統合

資源集約による経営効率の向上

商品部品流通改善

在庫拠点最適化や物流体制の見直しによる物流費の圧縮。

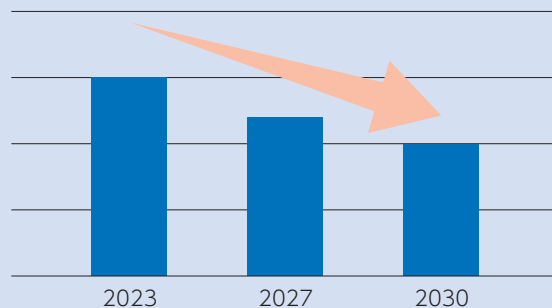
商品部品流通改善



効率的な在庫運用

全国一元管理による効率的な在庫運用と削減

棚卸資産

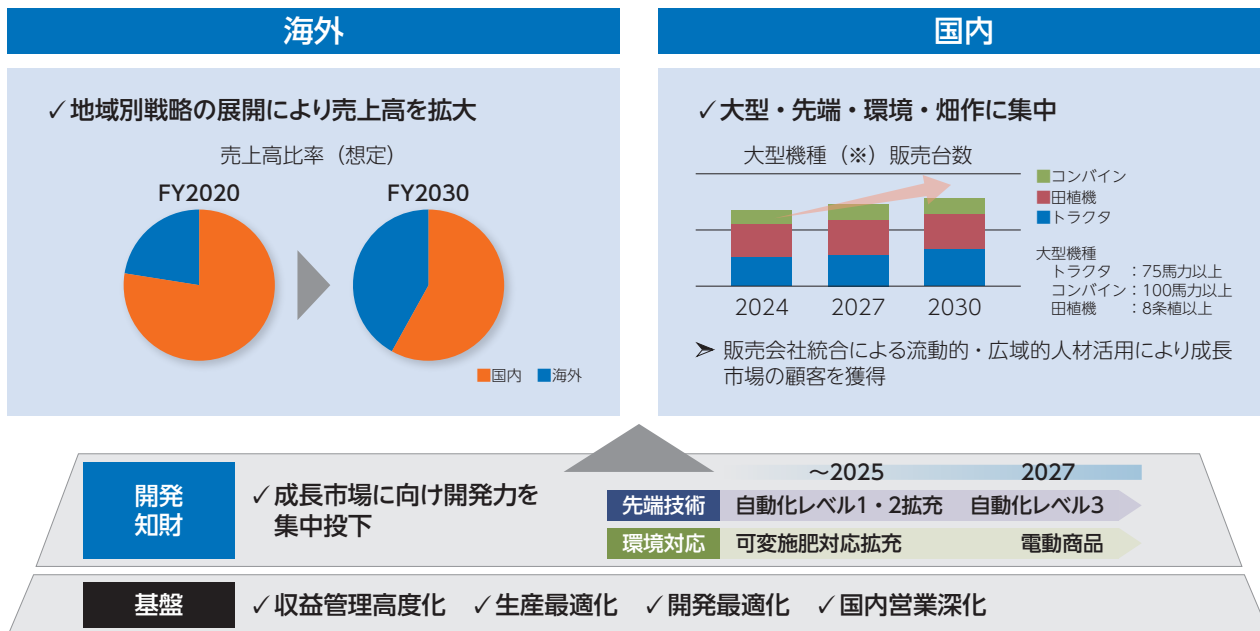


■成長戦略

当社グループの成長の軸は、海外と国内の特定分野にあると分析しております。そのうち、海外は各地域の需要を精緻にとらえ、収益性向上と事業拡大を加速させてまいります。当社グループは北米、欧州、アジアの3地域を重点地域とし事業展開をしており、海外売上高は近年順調に拡大しております。今後のさらなる売上高拡大に向けて、北米ではOEM取引先AGCO社との協働によるシェアアップ推進や環境対応等新商品の投入。欧州では電動等環境対応商品拡充やコンシューマー向け商品拡充、在庫一元管理等の推進。アジアではタイ販売子会社であるIST社の販売チャネル強化やインドの業務提携農機メーカーTAFE社の生産機投入、高性能機投入など、各地域で次のステージへの具体策を確立し実践してまいります。

国内は農業就業人口の減少や食料安全保障、環境への配慮などの農業課題がある中で、これらに対応する「大型」「先端」「環境」「畑作」市場が拡大します。販売会社の経営統合による広域的・流動的人材活用により、一部地域では既に先行しているこれらのノウハウの全国展開や研鑽を行い、国内事業を更に発展させてまいります。また、同様にメンテナンス（アフターマーケット）や中古事業等の収益事業についても、全国展開による更なる拡大を図ります。

これらを支える開発体制および知的財産についても、成長市場にリソースを集中投下し、当社グループ全体でベクトルを統一し邁進してまいります。



b. 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

■現状分析

当社のPBRは1倍を下回る水準が継続し、2023年12月末時点で0.34倍に留まっております。PBRを構成要素であるROEとPER（株価収益率）に分解し、それぞれの項目について「同業他社との経年比較」および「当社と接点のある投資家からの意見収集」等を通じ、その要因を整理しました。

・ROE

中期経営計画目標数値である8%に届かず、その要因は、当期純利益率と総資産回転率の低さにあると認識しております。当期純利益率は製品利益率や販管費率、総資産回転率は在庫量や設備稼働率などが原因と考えております。なお、現状分析・評価に際し実施したヒアリングにより、日頃接点のある機関投資家が把握する当社株主資本コストの水準は概ね8%程度と認識しております。

・PER

2020年以降10倍に満たず、その要因は、成長率の低さや、成長戦略・強み・収益性などの情報開示不足、計画と実績の乖離などが原因と捉えております。

■PBR改善に向けて

現状分析による課題を踏まえ、「プロジェクトZ」の諸施策を着実に進めることに加え、IR活動・ESG取り組み強化により、2027年までにPBR1倍以上の実現を目指します。

■株主・投資家との対話状況

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、経営方針の丁寧な説明や、建設的な対話の実施などにより、株主・投資家の皆さまと信頼関係を構築することが重要であると考えております。

対話については、経営管理部門（IR・広報室、総合企画部、財務部、総務部）の担当役員が統轄し、決算説明会をはじめとしたさまざまな機会を通じた積極的な対応に努めてまいります。

メモ欄

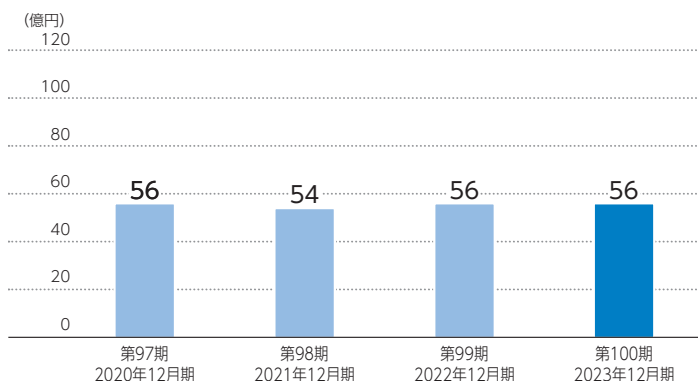
A series of horizontal dotted lines for writing notes.

(3) 設備投資および資金調達の状況

① 設備投資の状況

主に国内農業市場の変化への対応強化を図るための投資（大規模営業拠点の整備、整備センターの大型化等）や、新機種立上り設備、生産設備の更新、合理化・省力化および省資源・省エネルギー化に対する設備のための投資を中心として、総額5,689百万円（有形・無形固定資産受入ベース）の設備投資を実施しました。

設備投資の推移



(株)井関松山製造所コージェネレーションシステム

② 資金調達の状況

シンジケーション方式による「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」契約や、短期コミットメントライン契約による資金調達に加え、金融機関からの相対借入を実施しました。

(4) 主要な事業内容

事業	内容
農業関連事業	主に当社で農業機械の開発、設計を行っております。
開発部門	(株)井関松山製造所、(株)井関熊本製造所、(株)井関新潟製造所、PT. ISEKI INDONESIA(ほか2社ならびに東風井関農業機械有限公司で農業機械の製造ならびに部品加工等を行っております。
製造部門	
販売部門	

(5) 財産および損益の状況の推移

		第97期 2020年12月期	第98期 2021年12月期	第99期 2022年12月期	第100期 2023年12月期
売上高	(百万円)	149,304	158,192	166,629	169,916
営業利益	(百万円)	2,084	4,147	3,534	2,253
経常利益	(百万円)	1,702	4,687	3,762	2,092
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は純損失)	(百万円)	△5,641	3,196	4,119	29
1株当たり当期純利益 (△は純損失)	(円)	△249.58	141.40	182.14	1.28
総資産	(百万円)	187,428	187,684	206,491	217,102
純資産	(百万円)	62,419	66,561	72,345	74,215

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第99期の期首から適用しており、第99期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(ご参考)

		第97期 2020年12月期	第98期 2021年12月期	第99期 2022年12月期	第100期 2023年12月期
海外売上高比率	(%)	22.4	25.8	32.4	33.5

(6) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,457名	+3名

(注) 従業員数は就業人員数で記載しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	8,508百万円
農林中央金庫	3,120
三井住友信託銀行株式会社	2,036
株式会社伊予銀行	1,938
シンジケートローン	18,500

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行、農林中央金庫、三井住友信託銀行株式会社、株式会社伊予銀行を幹事とする其他26行で組成された協調融資によるものであります。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社中セキ北海道	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ東北	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ関東甲信越	90	100.0	農業用機械器具の販売
群馬中セキ販売株式会社	45	46.7	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ関西中部	81	100.0	農業用機械器具の販売
三重中セキ販売株式会社	40	49.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ中四国	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ九州	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ISEKIアグリ	80	100.0	農業用機械器具の販売
ISEKI France S.A.S.	(千ユーロ) 1,500	100.0	農業用機械器具の販売
Iseki-Maschinen GmbH	(千ユーロ) 4,050	40.0	農業用機械器具の販売
IST Farm Machinery Co.,Ltd.	(千タイバツ) 474,338	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社井関松山製造所	90	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関熊本製造所	80	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関新潟製造所	90	100.0	農業用機械器具の製造
PT. ISEKI INDONESIA	(千米ドル) 18,750	95.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関重信製作所	80	0.0	農業用機械器具の製造
北日本床土株式会社	10	0.0	培土の製造、販売
株式会社井関物流	20	100.0	貨物運送取扱業
株式会社ISEKIトータルライフサービス	80	100.0	生活関連商品の販売、厨房機器の販売

(注) 1. 株式会社井関重信製作所は、株式会社井関松山製造所の100%子会社で、連結対象会社であります。

2. 北日本床土株式会社は、株式会社中セキ北海道の100%子会社で、連結対象会社であります。

(9) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	愛媛県松山市	新潟事業所	新潟県三条市
本社事務所	東京都荒川区	つくばみらい事業所	茨城県つくばみらい市
砥部事業所	愛媛県伊予郡	茨城センター	茨城県稲敷郡
熊本事業所	熊本県上益城郡	関西事業所（インプル）	滋賀県近江八幡市

② 子会社

名称	所在地	名称	所在地
株式会社中セキ北海道	北海道岩見沢市	IST Farm Machinery Co.,Ltd.	タイ パトゥムターニー県
株式会社中セキ東北	宮城県岩沼市	株式会社井関松山製造所	愛媛県松山市
株式会社中セキ関東甲信越	茨城県稲敷郡	株式会社井関熊本製造所	熊本県上益城郡
群馬中セキ販売株式会社	群馬県前橋市	株式会社井関新潟製造所	新潟県三条市
株式会社中セキ関西中部	愛知県安城市	PT. ISEKI INDONESIA	インドネシア 東ジャワ州 パスルアン県
三重中セキ販売株式会社	三重県津市	株式会社井関重信製作所	愛媛県東温市
株式会社中セキ中四国	広島県東広島市	北日本床土株式会社	北海道上川郡
株式会社中セキ九州	熊本県上益城郡	株式会社井関物流	愛媛県松山市
株式会社ISEKIアグリ	東京都荒川区	株式会社ISEKIトータルライフサービス	東京都荒川区
ISEKI France S.A.S.	フランス ピュイドーム県 オーピエール市		
Iseki-Maschinen GmbH	ドイツ ノルトライン=ヴェストファーレン州		

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 69,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,872,034株 (自己株式112,959株を除く)
 (3) 株主数 19,238名
 (4) 大株主 (上位10名)

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,211,600株	9.66%
株式会社みずほ銀行	1,070,800	4.68
中セキ株式保有会	981,554	4.29
農林中央金庫	868,785	3.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	865,800	3.78
三井住友信託銀行株式会社	800,000	3.49
井関営業・販社グループ社員持株会	728,200	3.18
株式会社伊予銀行	580,042	2.53
損害保険ジャパン株式会社	434,500	1.89
共栄火災海上保険株式会社	352,700	1.54

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 自己株式には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式254,700株は、含まれておりません。

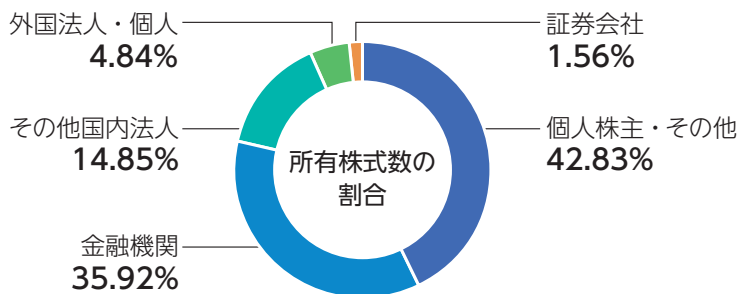
(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

所有者別株式分布数(ご参考)

発行済株式の総数22,872,034株
 (自己株式112,959株を除く)

内 訳	所有株式数	所有株式数の割合
個人株主・その他	9,797,471株	42.83%
金融機関	8,215,346	35.92
その他国内法人	3,395,934	14.85
外国法人・個人	1,106,303	4.84
証券会社	356,980	1.56



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
富安 司 郎	代表取締役社長執行役員	—
小田切 元	代表取締役専務執行役員 「プロジェクトZ」リーダー	—
縄 田 幸 夫	取締役常務執行役員 営業本部長 施設事業担当	—
深 見 雅 之	取締役常務執行役員 人事、総合企画、IR・広報担当、コンプライアンス副担当	—
神 野 修 一	取締役常務執行役員 財務、IT企画担当	—
谷 一 哉	取締役執行役員 海外営業本部長	—
岩 崎 淳	取締役 取締役会議長、指名報酬委員会委員長、 ESG委員会委員長	社外 独立 岩崎公認会計士事務所所長公認会計士
田 中 省 二	取締役	社外 独立 中央通り法律事務所所長弁護士
中 山 和 夫	取締役	社外 独立 第一実業株式会社社外取締役
白 石 幸 人	常勤監査役	社外 —
町 田 正 人	常勤監査役	—
藤 田 康 二	常勤監査役	社外 —
平 真 美	監査役	社外 独立 税理士法人早川・平会計パートナー 公認会計士・税理士 スズデン株式会社社外取締役（監査 等委員） 株式会社FOOD&LIFE COMPANIES 社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役岩崎淳氏、取締役田中省二氏および取締役中山和夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 常勤監査役白石幸人氏、常勤監査役藤田康二氏および監査役平真美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、平真美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 監査役平真美氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 取締役岩崎淳氏は、2022年3月30日付で取締役会の議長、2020年3月25日付で指名報酬委員会の委員長、2022年8月10日付でESG委員会の委員長にそれぞれ選定されました。
- 取締役縄田幸夫氏は、事業年度末日後の2024年1月1日付で当社営業本部長施設事業担当から当社営業本部担当に異動いたしました。
- 取締役谷一哉氏は、事業年度末日後の2024年1月1日付で当社取締役常務執行役員に就任いたしました。
- 2023年3月30日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、木元誠剛氏は監査役を辞任により退任いたしました。
- 2023年3月30日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、元川靖英氏は監査役を任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬	非金銭報酬	
取締役(社外取締役除く)	150	123	19	8	6
社外取締役	38	38	—	—	3
監査役(社外監査役除く)	17	17	—	—	1
社外監査役	45	45	—	—	5

- (注) 1. 2023年12月末現在の取締役は9名、監査役は4名であります。上記監査役の支給人員と相違しておりますのは、2023年3月30日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任した木元誠剛氏、任期満了により監査役を退任した元川靖英氏が含まれているためであります。
2. 当社の役員の報酬のうち取締役の金銭報酬額については、2022年3月30日開催の第98期定時株主総会において決議された範囲内(年額3億6,000万円以内(うち社外取締役の報酬は年額4,200万円以内)当該株主総会終結時点の取締役の数は9名(うち社外取締役3名))であります。非金銭報酬である業績連動型株式報酬については、2022年3月30日開催の第98期定時株主総会において決議された範囲内(「取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項」【当該方針の内容の概要】に記載のとおり)(当該株主総会終結時点の対象取締役の数は社外取締役を除く取締役6名)であります。また、監査役の報酬額については、2009年6月26日開催の第85期定時株主総会において決議された範囲内(月額800万円以内。当該株主総会終結時点の監査役は4名。)であります。
3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社グループの連結営業利益率であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社グループの事業内容に照らし本業の業績を端的に示すためであります。なお、上記業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指数に関する実績は2.1%であります。
4. 業績連動報酬等(金銭)の算定方法は、業績連動部分については、中期経営計画における各年度の計画数値目標である連結営業利益率を用い、業績連動・評価報酬の全体の1/2(報酬総額の15%)を全支給対象者一律の支給率で支給します。また、算定時の連結営業利益率は、小数点第二位を四捨五入した数値とします。
- ・支給額の算定式
 支給額=役位別基礎金額×業績連動係数(※1)
 (※1) 業績連動係数=20.0×連結営業利益率
 業績連動係数の上限は1.2、下限は0.0とします。
- 評価部分については、取締役個別に経営課題に基づいて予め設定する指標・目標等の達成状況に応じ、業績連動・評価報酬の全体の1/2相当(報酬総額の15%)を支給します。
5. 業績連動報酬等(非金銭)の金額は、当事業年度に付与されたポイントに基づく費用計上額を記載しております。

6. 業績連動報酬等（非金銭）の付与されるポイントは、次の算式により算出される数とします。（小数点以下切り捨て）
 付与ポイント＝役別基礎ポイント×業績連動係数（※2）
 （※2）業績連動係数は、対応する評価対象期間に係る連結営業利益率（小数点第二位を四捨五入）に応じて次のとおり定めます。

連結営業利益率	業績連動係数
0.0%未満	0.0
0.0%以上5.0%未満	20.0×連結営業利益率
5.0%以上6.7%未満	30.0×連結営業利益率-0.5
6.7%以上	1.5

② 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

【当該方針の決定の方法】

社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会で審議し、取締役会の決議により決定しております。

【当該方針の内容の概要】

（基本方針）

「お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供」を通じ豊かな社会の実現へ貢献する、という当社の目的・基本理念の実現に向け、井関グループを「変革」し、当社を持続的成長に導き、中長期的な企業価値向上を図ることが経営陣の責務であります。その責務を果たすべく、経営陣の報酬と中長期を含む業績及び株主価値との連動性を明確にし、報酬を健全なインセンティブとして機能させる制度とすることを当社の取締役の報酬の基本方針としております。

（取締役の報酬の概要）

この基本方針に基づき、当社の取締役の報酬は、「基本報酬（金銭）」「業績連動・評価報酬（金銭）」「業績連動型株式報酬」で構成することとしており、その割合については、基本報酬：業績連動・評価報酬：業績連動型株式報酬＝6：3：1を目安としております。うち、社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬（月額報酬）のみで構成することとしております。また、報酬全体の水準については、業界あるいは同規模の他社の水準を勘案して決定しております。なお、基本報酬および業績連動・評価報酬の合計額は、2022年3月30日開催第98期定時株主総会において決議された範囲内（年額3億6,000万円以内）となるようにしております。

基本報酬は、各取締役の職責等を勘案して決定した額を、毎月支給することとしております。

業績連動・評価報酬は、事業年度ごとの業績指標の水準および取締役個別に経営課題に基づいて予め設定する指標・目標等の達成状況に応じて決定した額を、毎年1回支給することとしております。

業績連動型株式報酬は、株式交付信託制度に基づく報酬であり、2022年3月30日開催の第98期定時株主総会において決議された範囲内（2022年12月末日に終了する事業年度から2025年12月末日に終了する事業年度まで対象期間4年間において、取締役（社外取締役を除く）に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の合計の上限148百万円）で、取締役会で定める株式交付規程に基づき、事業年度ごとに各取締役に付与されるポイントの数に応じて、原則として取締役の退任時に当社株式を交付することとしております。なお、このうち一定の割合の当社株式については、売却換金したうえで金銭として支給することとしております。

取締役の個人別の報酬は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名報酬委員会」での審議を踏まえ、同委員会による答申に基づき、最終的には、取締役会にて決議されることとしております。

【当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由】

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役岩崎淳氏が所長を務めている岩崎公認会計士事務所と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

取締役田中省二氏が所長を務めている中央通り法律事務所と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

取締役中山和夫氏が社外取締役を務めている第一実業株式会社と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

監査役平真美氏がパートナーを務めている税理士法人早川・平会計ならびに社外取締役を務めているスズデン株式会社および株式会社FOOD&LIFE COMPANIESと当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

② 当事業年度における社外役員の活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	指名報酬委員会 出席状況	主な活動状況
取締役 (独立役員)	岩崎 淳	100% (17回/17回)	—	100% (9回/9回)	当初の期待どおり、公認会計士としての専門的な知見と経験に基づき、中立かつ客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、当社の取締役会等において、有益な助言を適宜行っています。また、取締役会の議長、指名報酬委員会およびESG委員会の委員長を務め、重要な役割を果たしております。
取締役 (独立役員)	田中 省二	100% (17回/17回)	—	100% (9回/9回)	当初の期待どおり、弁護士としての専門的な知見と経験に基づき、中立かつ客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、当社の取締役会等において、有益な助言を適宜行っています。また、指名報酬委員会やESG委員会の委員を務め、重要な役割を果たしております。
取締役 (独立役員)	中山 和夫	100% (17回/17回)	—	100% (9回/9回)	当初の期待どおり、総合商社等における経営経験や、国内外における食糧・農業に関する専門的な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、当社の取締役会等において、有益な助言を適宜行っています。また、指名報酬委員会やESG委員会の委員を務め、重要な役割を果たしております。

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	指名報酬委員会 出席状況	主な活動状況
監査役	白石 幸人	100% (17回/17回)	100% (14回/14回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、農林水産業および監査・内部統制分野における高い知識や経験に基づき、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監査役	藤田 康二	100% (13回/13回)	100% (10回/10回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、金融機関での豊富な経験と財務の専門的知識を含む高い識見に基づき、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監査役 (独立役員)	平 真美	100% (17回/17回)	100% (14回/14回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、公認会計士・税理士としての会計および税務に関する専門的な知見と豊富な経験に基づき、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。

(注) 監査役藤田康二氏の出席状況については、2023年3月30日の就任後に開催された取締役会および監査役会を対象としています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

取締役岩崎淳氏、田中省二氏、中山和夫氏および監査役平真美氏との間で会社法第427条第1項ならびに当社定款第27条第2項および第35条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。

ただし、違法な利益・便宜供与を得た場合、故意の法令違反や犯罪行為の場合、保険期間の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれがある状況を認識していた場合等、一定の免責事由があります。

被保険者の範囲は以下のとおりであります。

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職または監督者としての地位にある従業員等
なお、その保険料については全額当社が負担しております。

4. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 井関グループ倫理行動規範および倫理規程をコンプライアンス体制の基本とし、教育・研修等を通じてグループ全員に周知・徹底する。
- イ. コンプライアンスに係る通報体制として制定した井関グループ内部通報制度（倫理ホットライン）を、内部通報制度運用規程に基づき、運用する。
- ウ. コンプライアンスについては、コンプライアンス担当役員が統括管理し、ESG推進に係るコンプライアンスワーキンググループが中心となって徹底を図る。また、その状況について、全取締役・執行役員が出席するESG委員会に報告し、協議する。
- エ. 内部監査部において、コンプライアンス実施状況を監査し、監査結果を取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告し、協議する。
- オ. 取締役および使用人は、重大な法令違反等を発見したときは、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告する。併せてその内容をESG委員会に報告し、協議する。
- カ. 反社会的勢力やそれらの団体に対しては、井関グループ倫理行動規範に示した行動指針に基づき、一切の関係を遮断する。また反社会的勢力の排除に向け、反社会的勢力対応規程に基づき、体制の整備と活動を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ア. 取締役会議事録や稟議書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程および文書規程に基づき、当該情報の性質（機密性・重要性）に応じて的確に保存・管理する。また、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- イ. 情報資産の適切な維持・管理を図るため、電子情報のセキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備・運用する。
- ウ. 個人情報情報を法令および個人情報取扱規程に基づき、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 総合企画部を主管部とし、リスク管理規程に従い、リスクの総合管理を行う。同部においては当社グループを取り巻くリスクの洗い出し・評価を実施し、適切な対策を講じる。
- イ. 取締役および使用人は、重大なリスクを認識したときは、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、権限規程・業務分掌規程等の諸規程、予算制度、人事管理制度等を整備して、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- イ. 取締役の職務の執行に関する重要事項については、取締役会において多面的な検討を行う。
- ウ. 取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化のため、代表取締役社長は、社外取締役と定期的な面談の機会を持ち、情報・意見交換を行う。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、グループ全社に係る業務の適正性・効率性を確保するため、関連会社管理規程を基礎として、グループ各社で諸規程を整備させ、連携体制の強化を図る。
経営管理については、関連会社管理規程に従い、経営上の重要事項に関する承認および業務執行状況・財務状況の定期的な報告および協議等により、グループ会社の経営の管理を行う。
- イ. リスクの認識およびコンプライアンス違反発生時には、グループ会社は直ちに業務主管部に通知し、業務主管部は適切に対処する。
- ウ. 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、体制を整備し、有効性を評価し、改善等を行う。
- エ. 内部監査部は定期的・不定期に内部統制監査を実施し、重要事項については取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告・協議を行う。
- オ. 当社からの経営管理・経営指導等の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、グループ会社はその旨を業務主管部もしくは監査役またはESG委員会に報告する。
- カ. 重大な法令違反等について、業務主管部は、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告する。併せてその内容をESG委員会に報告し、協議する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- イ. 当該使用人の任命、異動、懲戒、評価等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。
- ウ. 当該使用人は、監査役の専属とし、他の部署を兼務しない。

⑦ 監査役への報告に関する体制、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 当社の取締役および内部監査部その他使用人並びに子会社の取締役、使用人またはこれらの者より報告を受けた者（以下、これらを総称して「取締役および使用人等」という。）は、重大な法令違反等や重大なリスクを認識したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

- イ. 取締役および使用人等は、当社およびグループ会社の業務または業績に関する重要な事項について適宜当社の監査役に報告する。
- ウ. 監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。
- エ. 取締役および使用人等が上記に定める報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ 監査役職務執行について生じる費用または債務の処理に係る事項

監査役職務執行について生じる費用または債務については、監査役からの請求により遅滞なく前払いまたは精算する。

⑨ その他監査役職務執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 代表取締役社長は、監査役と定期的に面談の機会を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について情報・意見交換を行う。
- イ. 監査役が会計監査人および内部監査部と定期的に会合を開催し、監査状況等の報告を受け、意見交換を行うなど、緊密に連携を図ることのできる環境を整備する。
- ウ. 監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、ESG委員会などの会議に出席し意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- エ. 監査役は、当社グループのコンプライアンス体制および内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役、担当役員もしくは業務主管部に意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

井関グループ全員が守らなければならない基本理念、行動規範を倫理規程に定め、小冊子 井関グループ倫理行動規範をグループ全員に配布しております。また、年4回発行のコンプライアンスNEWSや事例集を用いて職場での啓蒙活動や周知に努めております。

コンプライアンスに係る通報体制は、2021年に井関グループ内部通報制度（倫理ホットライン）を見直し、独立した第三者機関の通報窓口設置等の整備を図りました。当該制度のポスターを各事業所に掲示し、グループ全員に利用方法を周知し、制度の普及促進を図っております。

コンプライアンスの徹底については、ESG推進に係るコンプライアンスワーキンググループが中心となって研修を継続的に行っており、推進状況を毎月開催するESG委員会でご全取締役・執行役員・監査役に報告し、協議しております。

コンプライアンス実施状況について、内部監査部は、監査計画に基づき監査を行い、監査結果を取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告し、協議しております。

重大な法令違反を発見・発生した場合は、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告します。併せてその内容をESG委員会に報告し、協議しております。

反社会的勢力・団体とは一切関係を持たず、いかなる名目であれ、経済的利益・便宜・特典等の供与は行わな

いことを井関グループ倫理行動規範のなかで明記し、総務部を対応総括部署として、事案により関係部門と協議し対応しております。

② 情報の保存および管理に関する体制の運用状況

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書類等の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、取締役会規程、経営会議規程、稟議規程、文書規程等により定めており、主管部門にて一元的に保存整備され、閲覧権限に従い検索ができる取扱いにしております。

情報資産については、電子情報のセキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備・運用することで、維持・管理を図っております。

個人情報については、法令および個人情報取扱規程に基づき、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

リスク管理規程に従い、総合企画部が主管となり、井関グループに損失または不利益を与えうる要因（リスク）を極小化するため、リスクマネジメントワーキンググループを定期的開催し、リスクの洗い出しおよび評価を行い、予見されるリスクに対し、被害の大小・頻度の高低を再評価し、その対応状況について検討しております。

リスクへの対応の評価およびフォローすべきリスクについては、ESG委員会で全取締役・執行役員・監査役に定期的に報告を行っております。

重大なリスクを認識したときは、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

事業を円滑かつ効率的に遂行するため業務分掌規程にて業務分掌を明確にし、業務の組織的かつ適正な運営を図るため権限規程および職制規程にて職務権限の基準を明確にしております。

また、予算管理規程にて予算管理制度を定めており、経営方針に基づく各部門の目標を計数化し予実差異分析と対策立案を行い、部門の経営活動の成果とその責任を明らかにしております。

取締役の職務執行に関する重要事項は、取締役会で多面的に検討・審議を行っております。

取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化のため、代表取締役社長は、社外取締役と定期的な面談の機会を持ち、情報・意見交換を行っております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

グループ全社に係る業務の適正性・効率性を確保するため、グループ各社の規程整備状況を確認しております。関連会社管理規程に基づき、事業計画、決算方針・報告等の経営上の重要事項に関する承認、月次業績報告書・決算財務諸表等の報告を実施し、子会社の経営管理を行っております。

リスクの認識およびコンプライアンス違反発生時には、グループ会社から直ちに当社業務主管部に報告され、当社業務主管部は、適切に対処しております。

また、グループ各社は、官公庁が立入調査する際にはこれに協力するとともに、立入時と調査結果受領時に

は、当社業務主管部および内部監査部を通じ、代表取締役社長および監査役に報告する体制を整えております。

金融商品取引法における内部統制の評価は、内部監査部が監査対象部門・子会社について監査を実施し、重要事項については取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告し、協議しております。

重大な法令違反等については、業務主管部は、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告しております。併せてその内容をESG委員会に報告し、協議しております。

⑥ 監査役職務を補助する使用人に関する事項

該当はありません。

⑦ 監査役への報告に関する体制、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

取締役および使用人等は、重大な法令違反等を発見、または重大なリスクを認識した場合、直ちに当社の監査役に報告しております。本内容は、内部統制基本方針および関連会社管理規程に定めており、当該会社が直ちにかつ直接的に監査役に報告できる体制を担保しております。

取締役および使用人等は、当社およびグループ会社の業務または業績に関する重要な事項について適宜当社の監査役に報告しております。

取締役および使用人等は、監査役からの求めに応じて報告しております。

取締役および使用人等が、上記による報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けたことはありません。

⑧ 監査役職務執行について生じる費用または債務の処理に係る事項

監査役職務執行による費用等について、会社は監査役の請求により遅滞なく精算しております。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

代表取締役社長は、監査役と定期的に面談の機会をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について情報・意見交換をしております。

内部監査部は、監査役と定期的に会合を実施し、監査情報を共有しております。

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、ESG委員会などの会議に出席し意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

5. 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当を、重要政策の一つとしております。持続的な事業活動の前提として、財務の健全性の維持向上を図りつつ、収益基盤や今後の事業展開、経営環境の変化などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は期末配当の年1回としております。

~~~~~  
(注) 当事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>115,322</b> |
| 現金及び預金          | 9,901          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 26,917         |
| 商品及び製品          | 62,097         |
| 仕掛品             | 9,133          |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,610          |
| その他             | 5,717          |
| 貸倒引当金           | △56            |
| <b>固定資産</b>     | <b>101,780</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>84,553</b>  |
| 建物及び構築物         | 26,299         |
| 機械装置及び運搬具       | 5,357          |
| 工具、器具及び備品       | 1,657          |
| 土地              | 44,747         |
| リース資産           | 4,270          |
| 建設仮勘定           | 2,124          |
| その他             | 95             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,489</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>14,737</b>  |
| 投資有価証券          | 7,066          |
| 長期貸付金           | 157            |
| 退職給付に係る資産       | 4,177          |
| 繰延税金資産          | 1,095          |
| その他             | 2,900          |
| 貸倒引当金           | △660           |
| <b>資産合計</b>     | <b>217,102</b> |

| 科目                 | 金額             |
|--------------------|----------------|
| <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動負債</b>        | <b>95,465</b>  |
| 支払手形及び買掛金          | 15,914         |
| 電子記録債務             | 25,819         |
| 短期借入金              | 29,619         |
| 1年内返済予定の長期借入金      | 11,022         |
| リース債務              | 1,594          |
| 未払消費税等             | 632            |
| 未払法人税等             | 880            |
| 未払費用               | 5,571          |
| 賞与引当金              | 613            |
| 工事損失引当金            | 38             |
| その他                | 3,757          |
| <b>固定負債</b>        | <b>47,420</b>  |
| 長期借入金              | 29,167         |
| リース債務              | 5,505          |
| 繰延税金負債             | 162            |
| 再評価に係る繰延税金負債       | 4,097          |
| 役員退職慰労引当金          | 165            |
| 役員株式給付引当金          | 30             |
| 退職給付に係る負債          | 6,207          |
| 資産除去債務             | 903            |
| その他                | 1,180          |
| <b>負債合計</b>        | <b>142,886</b> |
| <b>(純資産の部)</b>     |                |
| <b>株主資本</b>        | <b>56,367</b>  |
| 資本金                | 23,344         |
| 資本剰余金              | 13,139         |
| 利益剰余金              | 20,474         |
| 自己株式               | △590           |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>12,955</b>  |
| その他有価証券評価差額金       | 1,495          |
| 繰延ヘッジ損益            | 0              |
| 土地再評価差額金           | 8,835          |
| 為替換算調整勘定           | 1,814          |
| 退職給付に係る調整累計額       | 810            |
| <b>新株予約権</b>       | <b>12</b>      |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>4,879</b>   |
| <b>純資産合計</b>       | <b>74,215</b>  |
| <b>負債・純資産合計</b>    | <b>217,102</b> |

# 連結計算書類

## 連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位:百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 169,916 |
| 売上原価            |       | 119,556 |
| 売上総利益           |       | 50,359  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 48,105  |
| 営業利益            |       | 2,253   |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 140   |         |
| 受取配当金           | 315   |         |
| 為替差益            | 962   |         |
| 受取奨励金           | 39    |         |
| 受取賃貸料           | 187   |         |
| スクラップ売却益        | 188   |         |
| その他             | 414   | 2,249   |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 1,126 |         |
| 持分法による投資損失      | 521   |         |
| シンジケートローン手数料    | 466   |         |
| その他             | 295   | 2,409   |
| 経常利益            |       | 2,092   |
| 特別利益            |       |         |
| 固定資産売却益         | 73    | 73      |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産除売却損        | 179   |         |
| 減損損失            | 68    |         |
| その他             | 17    | 265     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 1,900   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,059 |         |
| 法人税等調整額         | 464   | 1,524   |
| 当期純利益           |       | 376     |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 347     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 29      |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>71,689</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>50,393</b>  |
| 現金及び預金          | 5,036          | 支払手形            | 692            |
| 受取手形            | 5,236          | 電子記録債務          | 24,617         |
| 売掛金             | 29,667         | 買掛金             | 8,035          |
| 商品及び製品          | 18,625         | 短期借入金           | 4,000          |
| 仕掛品             | 29             | 1年内返済予定の長期借入金   | 8,251          |
| 原材料及び貯蔵品        | 370            | リース債務           | 494            |
| 前渡金             | 276            | 未払金             | 1,159          |
| 前払費用            | 338            | 未払費用            | 1,775          |
| 短期貸付金           | 8,293          | 未払法人税等          | 135            |
| その他             | 3,819          | 前受金             | 53             |
| 貸倒引当金           | △4             | 預り金             | 132            |
| <b>固定資産</b>     | <b>58,953</b>  | 賞与引当金           | 103            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>26,626</b>  | その他             | 942            |
| 建物              | 4,720          | <b>固定負債</b>     | <b>31,828</b>  |
| 構築物             | 475            | 長期借入金           | 23,335         |
| 機械及び装置          | 1,284          | リース債務           | 1,128          |
| 車両運搬具           | 0              | 繰延税金負債          | 136            |
| 工具、器具及び備品       | 335            | 再評価に係る繰延税金負債    | 3,368          |
| 土地              | 17,636         | 退職給付引当金         | 2,807          |
| リース資産           | 825            | 役員株式給付引当金       | 30             |
| 建設仮勘定           | 1,348          | 資産除去債務          | 576            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,433</b>   | 長期預り金           | 439            |
| 借地権             | 83             | その他             | 6              |
| ソフトウェア          | 463            | <b>負債合計</b>     | <b>82,222</b>  |
| リース資産           | 650            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| その他             | 236            | <b>株主資本</b>     | <b>39,729</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>30,893</b>  | 資本金             | 23,344         |
| 投資有価証券          | 6,775          | 資本剰余金           | 13,674         |
| 関係会社株式          | 18,963         | 資本準備金           | 11,554         |
| 関係会社出資金         | 1,035          | その他資本剰余金        | 2,119          |
| 出資金             | 38             | 利益剰余金           | 3,301          |
| 長期貸付金           | 2,233          | その他利益剰余金        | 3,301          |
| 長期前払費用          | 134            | 繰越利益剰余金         | 3,301          |
| 前払年金費用          | 2,131          | 自己株式            | △590           |
| その他             | 314            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>8,677</b>   |
| 貸倒引当金           | △8             | その他有価証券評価差額金    | 1,502          |
| 投資損失引当金         | △724           | 土地再評価差額金        | 7,174          |
| <b>資産合計</b>     | <b>130,642</b> | <b>新株予約権</b>    | <b>12</b>      |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>48,419</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>130,642</b> |

# 計算書類

## 損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位:百万円)

| 科目           | 金額    |        |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 97,071 |
| 売上原価         |       | 85,463 |
| 売上総利益        |       | 11,607 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 12,431 |
| 営業損失         |       | △823   |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息         | 372   |        |
| 受取配当金        | 1,294 |        |
| 受取賃貸料        | 1,086 |        |
| 為替差益         | 763   |        |
| その他          | 372   | 3,889  |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 299   |        |
| 賃貸費用         | 1,011 |        |
| シンジケートローン手数料 | 466   |        |
| その他          | 115   | 1,892  |
| 経常利益         |       | 1,174  |
| 特別利益         |       |        |
| 固定資産売却益      | 15    | 15     |
| 特別損失         |       |        |
| 固定資産除売却損     | 63    |        |
| 投資有価証券売却損    | 17    | 81     |
| 税引前当期純利益     |       | 1,108  |
| 法人税、住民税及び事業税 | △99   |        |
| 法人税等調整額      | 269   | 170    |
| 当期純利益        |       | 937    |



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

井関農機株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳 宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池内 正文  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井関農機株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井関農機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

井関農機株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 芳宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池内 正文

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井関農機株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合又はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月28日

井関農機株式会社 監査役会  
常勤監査役 白石 幸人 ㊟  
常勤監査役 町田 正人 ㊟  
常勤監査役 藤田 康二 ㊟  
監査役 平 真美 ㊟

(注) 常勤監査役白石幸人、常勤監査役藤田康二、及び監査役平真美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# サステナビリティピックアップ

## 株主・投資家との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、経営方針の丁寧な説明や、建設的な対話の実施などにより、株主・投資家の皆さまと信頼関係を構築することが重要だと考えています。

### ●対話の充実に向けた取り組み

社長や経営管理部門の担当役員を中心とした経営層が株主・投資家の皆さまと直接対話する機会を設け、建設的な対話が可能となるよう積極的な対応に努めています。

また、開示情報においては、招集通知・事業報告のビジュアル化やトピックスの掲載、各種資料等のホームページでの開示充実など、当社に対する理解を少しでも深めていただけるよう工夫しています。

(2023年の対話状況)

| 内 容                         | 2023年実績   | 開催方法等                                          |
|-----------------------------|-----------|------------------------------------------------|
| 定時株主総会                      | 1回        | 対面での開催                                         |
| 決算説明会                       | 4回        | ・オンライン又はハイブリッドでの開催<br>・ウェブサイトにて説明会資料・質疑応答要旨を公開 |
| 個別面談                        | 21回       | オンラインまたは対面での対話                                 |
| 事業説明会                       | (2022年実施) | オンラインでの開催                                      |
| 施設見学会・新商品発表会                | 2回        | 対面での開催                                         |
| 個人株主向け説明会                   | 1回        | 対面での開催                                         |
| 問い合わせ対応                     | 随時        | HP、電話、メール等での対話                                 |
| (参考情報) 機関投資家・証券アナリストへのヒアリング | 5回        | オンラインでの対話                                      |

### ●経営陣へのフィードバックについて

株主・投資家の皆さまとの対話内容は、必要に応じ、取締役会などの会議体での報告やレポートの配布などにより、取締役・経営陣および関係部門にフィードバックし、情報の共有を図っています。

詳細につきましては、ホームページの「株主・投資家との対話状況」をご覧ください。  
<https://www.iseki.co.jp/sustainability/social/constructive/>



## TOPICS 個人株主向け施設見学会を開催

株主の皆さまに当社事業の取り組みなどについて理解を深めていただくことを目的に、個人株主向け施設見学会を2023年11月18日に当社つくばみらい事業所にて開催いたしました。

見学会には、55名の株主の皆さまにお越しいただき、井関グループの概要や井関の提案する環境保全型農業・スマート農業への取り組みについてご説明いたしました。また、夢ある農業総合研究所展示ホール、海外での販売機械および野菜作機械コーナーのご見学に加え、ロボット田植機の実演もご覧いただきました。意見交換やアンケートを通じて多くの貴重なご意見・ご感想をいただきまして、誠にありがとうございました。

2024年につきましても説明会または見学会の開催を検討しております。  
詳細が決まりましたら改めてホームページにてご案内いたします。



概要等説明時の様子



ロボット田植機ご見学の様子

## TOPICS ISEKI Dream Gallery・工場の見学受入を再開

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、松山、熊本、新潟の各製造所に併設するISEKI Dream Galleryおよび工場の見学受入を休止していましたが、2023年7月より順次、見学受入を再開しました。

ISEKI Dream Galleryでは、常に農業に向き合い、ともに歩み続けてきた井関グループの想いや技術、歴史を展示しているほか、「食と農と大地」のソリューションカンパニーとしての現在、そして未来に向けた取り組みをご紹介します。工場見学では農業機械ができるまでの工程をご紹介します。

皆さまのご来場を心よりお待ちしております。



ISEKI Dream Gallery(松山市)

当施設に関する詳細や見学の申込方法につきましては、ホームページをご覧ください。  
<https://www.iseki.co.jp/dream/>





## 人的資本関係の取り組みについて

井関グループは、変革を断行し、社会的意義と経済的意義を両立させた経営を追求しています。

そのために、人的資本経営の実践に向けて、人材を最大限に活用することで、中長期的な企業価値向上につながる取り組みを行っています。

### ○人材育成方針

井関グループは、課題解決を果たすのはすべて「人」であり、企業の持続的成長と価値向上に欠かせない存在と考えています。先端技術やグローバル化の推進など、事業戦略の実行に向けた中核人材の確保に注力するとともに、「食と農と大地」のソリューションカンパニーの実現に向けて、DXをはじめとする教育プログラムの更なる充実により、一人ひとりの力を最大限に引き出し「変革」を起こすチャレンジ精神あふれる人材を育成してまいります。

### ○具体的な施策

- ① 社会人大学院（事業構想大学院大学）への企業派遣
- ② 先端技術活用のためのDX研修導入
- ③ グローバル人材育成のためのTOEIC講座実施
- ④ 耳を活用した学習導入による教育プログラムの多様化

これらの人材育成を通じ、お客様から信頼されるモノづくり、画期的な商品・サービスの提供促進を図っています。

スタディ  
サプリ

ENGLISH



※「スタディサプリ」は株式会社リクルートの登録商標です。

### ○環境整備方針

「従業員には安定した職場を」という社是に基づき、従業員への安全・安心な職場の提供と働きがいのある職場づくりを目指しています。人権の尊重とコンプライアンスの徹底を前提に、当社と従業員が共に発展して行くため、エンゲージメント向上に取り組むとともに、

多様性に富んだ健全で透明性の高い社内環境を整備してまいります。

### ○具体的な施策

- ① 残業時間の削減、有給休暇の取得促進によるワークライフバランスの充実
- ② 女性の採用、ハラスメント防止などの取り組みを通じたダイバーシティ推進
- ③ 健康アライアンスへの参画と健康経営推進



## 株主メモ

|               |                                                                                                                                                  |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度          | 毎年1月1日から12月31日まで                                                                                                                                 |
| 定時株主総会        | 毎年3月下旬                                                                                                                                           |
| 基準日           | 定時株主総会・期末配当：毎年12月31日                                                                                                                             |
| 株主名簿管理人       | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                |
| 特別口座の口座管理機関   | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                |
| 郵便物送付先（電話照会先） | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>電話 0120-782-031（フリーダイヤル）<br>受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く<br>取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。 |

- 住所変更、単元未満株式の買取のお申出先について  
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

# 株主総会会場ご案内図

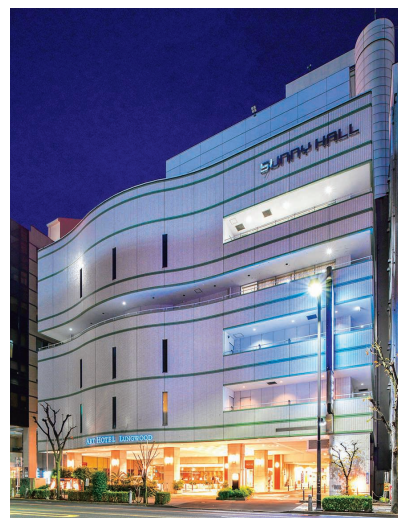
開催  
日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催  
場所

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号  
アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」  
（旧：ホテルラングウッド）  
電話 03-3803-1234（代）

本定時株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



アートホテル日暮里ラングウッド  
（旧：ホテルラングウッド）

## 交通

JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。

UD FONT  
見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

ミックス  
責任ある水質資源を  
使用した紙  
FSC® C022915

VEGETABLE  
OIL INK

COOL  
CHOICE

未来の  
ために、  
いま選ぼう。

井関グループは、  
環境省による地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を  
促す国民運動である【COOL CHOICE】の取組みに賛同しています。  
「賢い選択」の提案として「エコ商品」など  
環境に配慮した商品の開発普及を推進しています。

